

【15】私的独占・不公正な取引方法⑦

2017-05-30 優越的地位濫用行為

- 基本
 - 行為者の相手方に対する取引上の地位の不当利用
 - 競争法上の位置付け
 - 間接的競争阻害規制説（優越G2-3頁の第1の1）
 - 摠取規制説
- 現在の状況
 - H21改正・H22施行で課徴金導入
 - H22優越G
 - H23～H26 5件の課徴金納付命令、5件とも争われる
 - H25改正・H27施行で審判制度廃止（既存の5件には無関係）
 - H27.6トイザラス審決、確定
 - H28改正（確約制度）施行未定→H29課徴金報告書
 - H29.5 4件が審判手続係属中
- 課徴金が公取委による議論に与えた影響
 - 優越的地位・濫用行為について相手方ごとの木目細かな認定
 - 違反行為は全体で1個であることを強調
 - 間接的競争阻害規制説を強調
- 条文
 - 2条9項5号
 - 20条の6
 - 相手方ごとの木目細かな認定の背景を確認
- 相手方
 - 取引の相手方
 - 子会社の頭越しの濫用？（流通G付3と同じ問題）
 - 消費者を含むか
 - H28太陽電池グレードポリシリコン東京地判
- 優越的地位
 - 基準
 - 「甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である」（優越G4頁）
 - 考慮要素
 - 優越Gが掲げる考慮要素
 - 濫用行為が認定された場合の推認（トイザラス審決公表審決案19-20頁）
 - トイザラス審決における具体的な認定
 - 認定の順序： 濫用行為→優越的地位

- 位置付け
 - 「取引上の地位が優越しているというためには、市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りる」（優越G4頁）
 - 定義すらない「市場」を想定し、それとの関係を云々している。
 - 優越的地位に立たれた相手方の立場から基本に忠実に市場画定をすると。
- 「を利用して」
 - 因果関係を表した文言
- 濫用行為
 - 行為要件
 - 普通満たす（ハその他以下）
 - 濫用（「正常な商慣習に照らして不当に」）
 - 2通りのいずれかor両方
 - あらかじめ計算できない不利益
 - 過大な不利益
 - 具体例（優越G従業員派遣、返品、減額、トイザラス審決）
- 外国にも目を向けた場合
 - 米国
 - 競争法の問題ではない（競争関係必要説と通底）
 - インセンティブ確保
 - 判断・是正措置設計が難しい
 - 州法（unconscionability）→ H28ポリシリコン東京地判
 - FRAND/SEP、PAE、医薬品価格→ Harry First論文
 - EU
 - abuse of a dominant position（Art 102 TFEU）
 - exclusionary abuse（排除型濫用）
 - exploitative abuse（搾取型濫用）
 - 搾取型濫用にも一定程度の存在価値
 - 米国の2点への反論
 - Gazprom
 - データ保護
- 日本
 - 公取委
 - 優越的地位を「a superior bargaining position」と翻訳し、他方で「a dominant position」を「支配的地位」と翻訳して、両者の違いを強調
 - 「superior」グループの食品流通に関する問題意識等には関心を示す
 - 「dominant」グループの大きな問題には関心を示さない
 - EUの搾取型濫用事件と同等の問題に対しては優越的地位濫用しかない
 - 太陽電池グレードポリシリコン
 - 島野製作所対アップル
 - LNG（destination clause）
 - データ保護（「相手方」に消費者を含むかの問題もある）